法　律

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法律第三十五号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第一条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「既に」の下に「二回の」を加え、「当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項第一号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの

二　任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第六条第一項第一号中「任用の期間（以下この条及び第十八条において「」及び「」という。）」を削り、同条第二項、第三項及び第五項中「その」を「当該」に改め、同条第六項中「基づき」を「より」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正）

第二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方独立行政法人法の一部改正）

2　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「期間」を「場合」に、「同法第三条第二項」を「同項第一号並びに同法第三条第二項」に改める。

総務大臣臨時代理
　国務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣臨時代理
　国務大臣　松野　博一

植物防疫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法律第三十六号

植物防疫法の一部を改正する法律

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　緊急防除（第十七条―第二十一条）」を「第三章の二　侵入調査（第十六条の六―第十六条の八）」に、「第四十二条」を「第四十五条」に改める。

第一条中「動植物」の下に「の発生を予防し、これ」を加える。

第二条第二項中「、細菌、寄生植物及び」を「及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びに」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　この法律で「登録検査機関」とは、第十条の四第一項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいう。

第四条第一項中「又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は」を「若しくは有害植物であることの疑いのある動植物（以下この項において「疑いのある動植物」という。）又は有害動物若しくは有害植物が付着しているおそれがある植物、土若しくは農機具その他の農林水産省令で定める物品（以下「指定物品」という。）若しくはこれらの」に、「船車」を「船舶、車両」に、「植物及び」を「疑いのある動植物並びに当該植物、土及び指定物品並びにこれらの」に、「当該植物又は」を「当該疑いのある動植物若しくは当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの」に改め、同条第二項中「植物、」を「有害動物若しくは有害植物を所有し、若しくは管理する者に対し、その廃棄を命じ、又は当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの」に、「船車又は」を「船舶、車両若しくは」に、「又は管理する」を「若しくは管理する」に改める。

第五条の二第一項第二号中「国により発生予察事業その他防除に関し必要な」を「この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又はそのまん延を防止するための」に改め、同条第二項中「公聴会を開き、利害関係人及び学識経験がある者」を「、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者」に改める。